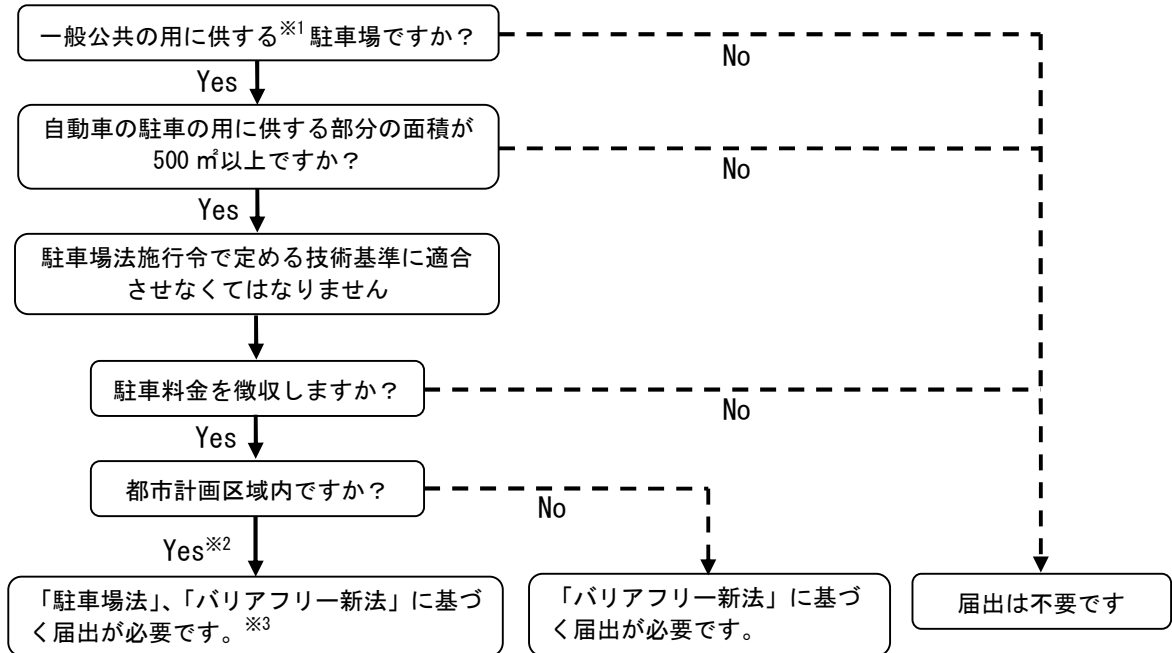


## 路外駐車場届出フロー

「駐車場法」に基づく路外駐車場や「高齢者・障害者等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づく特定路外駐車場の届出の考え方は、以下のフローのとおりです。



※1 一般公共の用に供する駐車場とは、時間貸し駐車場または、不特定多数が駐車できる施設（月極駐車場、職員駐車場などは除きます）

※2 川口市全域は、都市計画区域内です。

※3 バリアフリー新法の届出は駐車場法の届出に添付することができます。